

第45回議会運営委員会記録

令和元年7月18日

【開催日】 令和元年7月18日

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午後1時30分～午後2時2分

【出席委員】

委員長	大井 淳一郎	副委員長	笹木 慶之
委員	奥 良 秀	委員	河崎 平 男
委員	河野 朋子	委員	高松 秀 樹

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	小野 泰	副議長	矢田 松 夫
傍聴議員	山田 伸 幸		

【参考人】

参考人	長谷川 淳		
-----	-------	--	--

【執行部出席者】

総務部長	芳 司 修 重		
------	---------	--	--

【事務局出席者】

事務局長	沼 口 宏	議会事務局次長	石 田 隆
主査兼庶務調査係長	島 津 克 則	議事係長	中 村 潤之介
議事係書記	原 田 尚 枝		

【付議事項】

1 要望書（「市民憲章に活力を与えよう」）について

午後1時30分 開会

大井淳一郎委員長 皆さん、こんにちは。ただいまから、第45回議会運営委員会を開会いたします。お手元にあります付議事項に従って進めてまいりますので、委員会運営に御協力のほど、よろしくお願いいたします。

今回の付議事項は、要望書（「市民憲章に活力を与えよう」）についてです。本日は、参考人といたしまして要望書提案者であります長谷川淳さんの出席を得ております。まずは、委員会を代表して参考人の方に一言御挨拶を申し上げます。本日は、お忙しい中にもかかわらず、本委員会に御出席くださり、誠にありがとうございます。委員会を代表して、心から厚くお礼を申し上げるとともに、本日は忌たんのない御意見をお述べくださるよう、お願いいたします。それでは、本日の議事について申し上げます。本要望書について、まずは参考人の方から御説明を頂き、その後、質疑に入ります。参考人におかれましては、委員長の許可を得てから発言いただきますようお願いいたします。発言の内容は、問題の範囲を超えないようお願いいたします。また、参考人は委員に対して質疑をすることができないことになっていますので、あわせて御了承願います。それでは、要望書の内容について、参考人の長谷川さんから説明を求めたいと思います。それでは、長谷川淳さん、よろしくお願いたします。

長谷川淳参考人 このたびは、私の提案を聞く機会を作っていただき、大変ありがとうございます。まず、この要望書と提案について一応目を通していただいていると思いますので、ここに至った、なぜこんなことを私が突拍子もなく言い始めたかと、当たり前のことじゃないかというような意味合いも含めて、ちょっと説明をさせていただきたいと思います。まず、皆さんのお手元に市民憲章を配ってあると思いますが、これは間違い箇所があります。まず、山陽小野田市の「市」がなくて、「山陽小野田市民憲章」。これは私が間違っていました。それから、私がこの文書を出したのは、原本はどこから出てきたかよく分からないんだけど、随分前に「わたしたちは」という平仮名で書いてある文書があったはずで、それから、受けとめの「とめ」が漢字の「止め」になっている。そこが違っていることに気が付きましたので、平成19年3月21日の告示の文書をもって正しいものとさせていただきたいと思いますので、これは事務局のほうでまた調べていただいて、最終的に正確なものを確認

認していただきたいと思います。それで補足説明の資料がございますが、この中で1番に挙げましたのが、市民憲章の位置付けというのはどうい
うものであろうかということ。これは皆様にとっては釈迦に説法になる
と思いますけれど、もう一度私なりに解釈したものをここで説明させて
もらいたいと思います。市民憲章を改めて味わってみると、というのは、
最初はただ平らに読んで「あんまりよう分からんなあ」と、「うんうん」
というぐらいの気持ちで読んでおったんですが、じっと深く思いを込め
て読みますと、いろいろなことがこの中に込められているということを
認識する時間が来るわけです。その中で、1番の「そもそも、市民憲章
は市民の希望（期待）を市民の手で作上げたものである。」と。これ
は、微かな記憶なんですけれど、この作成に当たっては一般市民とい
いますかその中の有志を募って、前の市長さんが作られたという経緯が頭
の中に残っております。上から押し付けられたような、会社でいう社是
のような考え方のものではないということは、やっぱり大きな期待がこ
の中に籠っているんだと。その期待はどういうものであろうかというの
が、具体的に一つひとつという考え方で最終的に三つにまとまっている
と理解しました。精神論が主体であるだけに、なかなか深い味わいが出
ているものだということの一つは言えると思います。それから、権力
者からの押し付けという形ではないということは、市民憲章として非常
に大事な要素であろういうことを確認してみたいと思います。その次に、
●の「市民の願いを行政の羅針盤として、生かさなければならぬ。」。
というのは、市民憲章そのものが市民の期待を背負っておるものであれ
ば、市民の願いはこの中に込められている。そうすると、この羅針盤を
見失ってはいけません。それは、羅針盤としてどう書いてあるかと言いま
すと、市民憲章の中で「住みよいまちをめざして」とはっきり方向、方
位が決まっております。住みよいまちを目指してどうしなければいけな
いか、どういうことをやらなければいけないか、それを執行部である市
長と市民の代表である議会とが一緒になって答えを出していく。それが、
議会の進め方だと思います。「住みよいまちをめざして」と宣言してい
ますが、このことを踏まえて市民憲章を分かりやすくするために、山陽

小野田市はどこへ向かおうとしているのか。具体的に明らかにする必要がありますが、これは具体的な議事の項目であるとか議事の事項であるとか、そういうことで答えがだんだんと出てくる時間に今向かっているわけでございます。だから、市政の意思決定をする際は、市民憲章そのものを忘れてはならない、住みよいまちは具体的にどうして作るのかということも忘れてはならない、ということを思ったわけです。そこで、現状を見てみますと、市民憲章そのものがどうも何か隅っこに追いやられてくすぶっているような感じがした。そのときに、市長さんが新しくなられて、市広報15日号で表紙の見開きに市民憲章を印刷されて、一生懸命叫んでおられると。だから、議会もこれに呼応して何か行動を起こしたほうがいいんじゃないか、そして議会と執行部とともに市民憲章を前に出して物事を進めていくということが大事だと思います。市長が市民憲章を叫ばれているということは、大変素晴らしいことだと思います。それが2番の項目でございます。3番の項目は、当然のことですが、市民憲章を尊重して議事を進めておられますけれども、さらに議会の冒頭で市民憲章を市民に対して明確に宣誓するといいますか宣言するといいますか確認するということは、大変大事な行事だと思います。それから要望の内容に入っていくわけです。議員の一人ひとりがどんなに市民憲章のことを思い、大切に思っておられても、皆さんにはなかなか通じない。何か声を出すということによって、市民に分かってもらえる。要望のとおり議会の冒頭に、まず議長を始めとして声に出して宣言する、もう一度繰り返して発声する、そういうことが大切なんじゃないかと。だから、そのことを行うことによって議会として市民憲章を基に進めてまいりますよということを宣言してもらいたいと思うわけです。そのことは、格調の高い議会にもなることですし、議会の風格が高まり大変意義のある行為、行動ではないかと思っております。それから4番目に書いてありますが、私の提案を受け入れていただいて市長と市議会とが同調して市民憲章に一層の活力を吹き込んでもらいたいと願っております。というのは、タイミング的にちょうど令和元年を迎えました。このこともあって、市議会としても新たな取組の一つとしてこの要望といい

ますか提案に対するような行動を開始されるということがタイミングとしてはいいんじゃないかなと。他の市町村でそういう宣言をされているところを私は今まで聞いたことはございませんけれども、どこかあればそのやり方を参考にさせていただいて。本当は山陽小野田市が一番乗りをしたいなという気持ちが心の中にはあるわけでございます。そして、平成19年3月に告示が出ておりますので、それから10年とちょっとたっておりますけれども、丁度良い節目としてこの際行動を開始する、発声する、声を出して叫ぶということをお願いできたらと思います。それから5番目です。関連のこととしまして、各自治会には、市から配布されたと思いますけれども、市民憲章の額が配られております。それを自治会館にみんなちゃんと掲げておるはずなのですが、なんかくすぶっています。そのことをもう一度思い起こされるということと、市の庁舎の中で本庁にはすごく立派な黒御影の市民憲章が、でんと入り口に掲げてありますが、残念なことに山陽総合事務所にはその影すらも見当たりません。これはやはり市民においても、本庁を訪れる人は限られておって、山陽総合事務所に行かれる人は本庁になかなか来ることがないからだろうと思います。だから、同じ物というわけにはいかないかもしれませんが、少なくとも市民憲章を入りにでんと掲げてほしいという気持ちでございます。以上が、私の説明になろうかと思いますが、本論に入ります。提案の中で書いておりますのは、私が要らんことを言うようでございますけれども、第一段階としてはやはり議長が市議会の冒頭で市民憲章を読み上げられると。議員も執行部の人たちも傍聴人も一緒におるわけでございますので、全員が出そろったところで議長が朗読されるといいますか発声される。そのことを何回か繰り返していつの日か全員が発声する、宣誓する、そういうふうな形へ持っていつてもらって、本当に市民憲章が力を持ってきてくれるんじゃないかというふうに思っております。以上が、私の提案でございます。余分なことを追伸として書いておりますが、議会の行動そのものが市民に理解してもらえる一つのきっかけにもなろうかという気持ちを込めて、この提案をいたしました。以上でございます。どうもありがとうございました。

大井淳一郎委員長 はい、ありがとうございました。要望書についての説明が長谷川参考人からございましたが、皆さんのほうで質疑等がもしあればお受けしたいと思います。いかがでしょうか。長谷川さんへまず確認ですけれども、要望書には議会の冒頭で一緒に市民憲章を唱和してほしいということがありましたけれども、そのほかにも例えばうちには議会だよりというのがあるのですがそれにも市民憲章を掲げること、そして山陽総合事務所に本庁にある御影石のものがありますが、同じように立ててほしいということも併せて要望されるということでもよろしいでしょうか。全て一気ににはできないかもしれませんが。

長谷川淳参考人 そこまで深く私も考えていなかったんですが、委員長から提案されたことは、私も大賛成でございます。

大井淳一郎委員長 分かりました。皆さんのほうで長谷川参考人に質問したいこととか何か気になることとかあれば、挙手をお願いしたいと思うんですが。

河崎平男委員 長谷川さんの周辺で、市民の皆さんからのニーズというか声は上がっておるんですか。

長谷川淳参考人 これは、私の独断でございます。周りから運動を起こそうというようなことは一切しておりませんし、小野議長は私と同じ自治会なんですけど、小野議長にも詳しく、今度こういうことを、市民憲章のこと言うからなと、お願いするからなという一言だけしか言っていないくて。ということで、私の独断でございますので、やはり私がそういう運動をやってもどうしようもない話なので、議会のほうでまずそういう行動を起こして、これは誰にもはばかることのない、ちゃんと市で告示までしておるものがございますので、それを行動に移してもらえれば一番有り難いと思っております。

奥良秀委員 私がいる環境の中では、この市民憲章というものは、例えば実例を出すと小野田商工会議所青年部の会合の前には必ず読み上げています。自治連の会合といったところの冒頭で読み上げて、皆さんでやっています。だから私の環境下では軽んじているということはないと思うんですが、参考人の周りではそういうふうな感触があるという認識でよろしいのでしょうか。

長谷川淳参考人 私の感じたところは要望書にも書いておりますように、空念仏になっているんじゃないかと。できたらそれで安心だというような気持ち強いのではないかと思いますけれど、今聞きましてなるほど関心だなと思いました。

大井淳一郎委員長 そのほか、委員のほうで。では、お伺いします。実は要望書の中に、議会で、もしやられるのであればこのような形でということで、議長がみんなの誓いと言った後に私たちはということで読み上げるというふうに書かれておりますが、大体この市民憲章は「私たちはここに誓いを立てます」までをお一人が言って、一つというところから皆で言うという形なんです。もし採用するならそういう形を取りたいと思うんですが、それでも長谷川参考人のほうは差し支えないということでしょうか。

長谷川淳参考人 私は特別にこだわっておりませんので、慣例に倣って効果の一番高い方法で選ばれば何も言うことはございません。私もそこまでは思い付かなかったんで、単純にこういうふうに書いてしまったわけですけど、最終的には全員が声を出してそれを宣言するというのがかなえられれば、異議はございません。

高松秀樹委員 補足説明のところに、市民憲章に一層の活力を吹き込んでもらいたいとありますね。本当にそのとおりだなあという気がしていて、実

は質問はないんですが若干の説明をさせていただきますと、私と河崎議員がまだ議員になる前に、市民憲章起草協議会のメンバーだったんです。協議会そのものは恐らく20数名いらっしやって、しかしこの文章を作るのは当時8名ぐらいで作りに上げた記憶があります。そのときに、どういう考えが基になったかということ、行政依存はやめましょうと。つまり、市民みんなが考えてみんなが動くんですよと。そしてまちを作りましょうと。そのまちはきっとそういう人たちにとっては愛されるまちになるでしょうと。こういう形で作った経緯があって、これは実は白井前市長は関係なくて、市民サイドから今までの小野田市民憲章がちょっと長いですよと。なかなか暗唱ができないので、もう少し心に刺さる、小学生でも覚えられるような文章を作りたいというのが我々の考えの中で、こういう短い文章作り上げたというふうに記憶しております。作ったときは、文化会館で披露させていただきました、白井前市長の前で。相当な評価を頂いて、それ以後、本会議場では白井前市長が事あるごとに市民憲章の心を忘れずにということをずっと言われていたと記憶しております。しかしながら、今言われるようにだんだんやっぱり時間がたってくると市民の皆さんの間でも、もちろん唱和しています、唱和していますけれど薄れてきているなあという気もしておって、そうしたら今言われるようなことも含めて、どういうことをすればこの市民憲章の言葉が市民の胸にぐっと残るのかなというのは、確かに僕もあるんです。あるんですが果たしてどういうやり方が一番いいのかがちょっと分からなくて、長谷川さんが出されたいろんな文章を見ながら、これはやっぱりきちんと考えなくてはいけないなという気にはなりました。意見であり質問ではありません。

大井淳一郎委員長 そのほか、委員の皆さんで。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）長谷川さんのほうで、何かこれは言っておきたいということがもしあれば、最後にお伺いしたいと思うんですが。

長谷川淳参考人 特別にはございませんけれども、こういうことに慣れていな

いもんですから、要領がなかなかつかめなかったんでちょっと恥ずかしい思いもしたたんですけれども。だから議会そのものがやっぱり市民と直接につながっているといいますか、市民の代表が議員なんだということを皆さんにお返しする意味でも、市民憲章を語るということ、これは大事なことだなあとということを最後に一言ほど付け加えておきたいと思います。以上でございます。

大井淳一郎委員長 それでは、質疑も終わりましたので、参考人の方に一言お礼を申し上げます。本日は、お忙しい中、本委員会に御出席をしていただき、貴重な御意見を述べていただいたことに対して感謝申し上げます。頂きました貴重な御意見等は、今後、この委員会での議論の中で、あるいは議会運営の中で十分生かしてまいりたいと思います。本日は、誠にありがとうございました。それでは、議会運営委員会を暫時休憩します。

(長谷川淳参考人退室)

午後 1 時 5 5 分 休憩

午後 1 時 5 9 分 再開

大井淳一郎委員長 それでは、委員会を再開いたします。先ほど市民憲章に活力を与えようということで、参考人の長谷川さんに来ていただき御意見を述べていただきました。それを踏まえてこの議会でどう対応するかということについて、皆様と協議したいと思います。皆様のほうでどのように対応していくかについて御意見を述べていただければと思います。

高松秀樹委員 先ほども申したんですけれど、ここに書いてある「市民憲章に一層の活力を吹き込んでもらいたい」というところはそのとおりだと思いますが、この要望にある議会にうんぬんというところがちょっと今気になっております。実は、この市民憲章は当時の市長にお渡しをしまし

た。恐らく平成19年だと思います。そのときに、この本文と作成の趣旨だとかこの根底に流れる考え方も一緒に文書でお出しをしております。ちょっと今の話とは若干ニュアンスが違うような気がしておりますので、行政内にそれがあると思います。それをちょっとまず確認して、その上で再度協議したほうがいいというふうに思います。

大井淳一郎委員長 よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）まず前提としてその辺りを確認した上で再度協議するとともに、このような要望書が上がっていることを皆さんの会派に持ち帰っていただいて、皆さんの会派としての意見を取りまとめていただければと思います。それではこの件に関しては、以上としたいと思います。その他でございますが、皆さんのほうで確認したいことがありますか。よろしいですか。（「ありません」と呼ぶ者あり）それでは、本日の議会運営委員会を閉じます。皆さんお疲れ様でした。

午後2時2分 散会

令和元年（2019年）7月18日

議会運営委員長 大井 淳一郎